

平成30年11月定例教育委員会  
議案説明資料  
(追加提案分)

議案 1件



番号	議案第30号	担当	市民協働部 市民図書館
議案名	松原市図書館条例の一部を改正する条例の制定について		
説明	<p>1. 提案の理由</p> <p>現在の松原図書館については、築40年近く経過し、施設の老朽化も進んでおります。</p> <p>また、施設内に閲覧スペースが少なく、自習をするための専用スペースもなく中央館的役割を担うことが難しいことから、平成29年7月に松原市新図書館建設方針を策定し、事業者公募により新図書館の設計及び建設の事業者を決定しました。</p> <p>平成30年度においては、設計業務を完了し、建設工事に着手し来年度中の完成を目指しています。完成後の新図書館の運営については、住民サービスの向上、管理コストの節減等、また、これからの時代を見据えたICT社会に対応した図書館を目指すため、民間活力を導入することとし、松原市図書館条例の一部を改正するものです。</p> <p>2. 改正の内容</p> <p>(1) 図書館の管理を委員会が指定する法人その他の団体に行わせることができるもの。</p> <p>(2) 図書館に指定管理者制度を導入するに当たり必要な以下の事項を定めるもの。</p> <p>① 指定管理者の指定の手続き（申請の方法、選定基準等）</p> <p>② 指定管理者が行う管理の基準（休館日、利用時間等）</p> <p>③ 指定管理者が行う業務の範囲</p> <p>④ 上記のほか、利用料金の取扱いに関する事項等、指定管理者制度の導入に当たり必要な事項</p> <p>(3) その他図書館の管理に必要な事項</p> <p>(4) 松原図書館の位置を変更するもの。</p> <p>変更前住所 松原市田井城1丁目2番23号</p> <p>変更後住所 松原市田井城3丁目1番46号</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。</p> <p>公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日</p>		



松原市図書館条例

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第2条 図書館は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 図書館資料の収集、整理及び保存並びに貸出しに関すること。</p> <p>(2) 読書会の主催等の読書振興に関すること。</p> <p>(3) 自習場所の提供に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、図書館活動の推進に必要な事業に関すること。</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第7条第1項の規定により指定管理者が管理を行うときは、これらの職員を置かないことができる。</p> <p>(利用時間)</p> <p>第4条 松原市民松原図書館の利用時間は、午前10時から午後9時までとする。</p> <p>2 前項に規定する図書館以外の図書館の利用時間は、午前10時から午後5時30分までとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、集会室の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、利用時間を延長し、又は短縮する</p>	<p>(職員)</p> <p>第2条 (略)</p>

ことができる。

(休館日)

第5条 松原市民松原図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 12月29日から翌年1月4日まで

(2) 年間10日以内で館長が定める日

2 前項に規定する図書館以外の図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 前項第1号及び第2号に掲げる日

(2) 月曜日（前号に掲げる日を除く。）

(3) 毎月第3木曜日

(4) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（前3号に掲げる日を除く。）

3 前2項の規定にかかわらず、委員会が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(遵守事項等)

第6条 図書館に入館する者（以下「入館者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 施設及び設備（以下これらを「施設等」という。）又は図書館資料を汚損し、又は損傷しないこと。

(2) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれのある物を持ち込まないこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、図書館の管理上支障がある行為をしないこと。

2 委員会は、入館者が公の秩序若しくは善良な風俗を乱し、又はその

おそれがあると認めるときその他前項に規定する遵守事項に反し、又は反するおそれがあると認めるときは、その入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(管理)

第7条 委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により図書館の管理を委員会が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 施設等の維持管理に関する業務

(2) 集会室及び自習室の使用の許可に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が定める業務

3 指定管理者は、前項の業務を行うに当たり必要と認めるときは、あらかじめ委員会の承認を得て業務の一部を委託することができる。

(集会室又は自習室の許可)

第8条 集会室又は自習室を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。許可を受けたもの（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 委員会は、施設等の管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(許可の制限)

第9条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、集会室又は自習室の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 委員会が特に認める場合を除き、物品販売、宣伝その他これらに類似する営利行為をすおそれがあると認めるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になり、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (5) その他委員会が管理上支障があると認めるとき。  
(立入り)
- 第10条 委員会は、施設等の管理上必要があるときは、使用中の施設に立ち入ることができる。  
(使用権の譲渡等の禁止)
- 第11条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。  
(許可の取消し等)
- 第12条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。
- (1) 使用者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用の許可の条件に違反して使用したとき、又は使用しようとするとき。

- (2) 使用者が、この条例の規定に基づき指示に従わないとき。
- (3) 使用者が、第9条各号のいずれかに該当するとき。
- (4) 使用者が、偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (5) 災害の発生その他緊急やむを得ない事由が生じたとき。
2. 前項の規定により、使用の許可を取り消し、使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命じた場合において、使用者に損害が生ずることがあつても、市は一切その責めを負わない。  
(集会室等の使用料等)
- 第13条 集会室を法第3条第6号に掲げる事項以外の目的に使用しようとする者は、別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。
2. 前項の使用料の納付は前納とする。ただし、国又は地方公共団体が使用するときは、後納によることができる。
3. 図書館に附属する複写機を使用する者は、1枚につき50円の範囲内で市長が定める額の使用料を納付しなければならない。
4. 第7条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせるときは、第25条第1項の規定により読み替えて適用する第1項の利用料金の額は別表に定める額の範囲内で、同条第1項の規定により読み替えて適用する前項の利用料金の額は1枚につき50円以下で市長が定める額の範囲内で、それぞれ指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。
5. 市長は、前項の承認をしたときは、その旨を公示するものとする。

6. 第7条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせるときは、市長は、第25条第1項の規定により読み替えて適用する第1項及び第3項の利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(使用料の減免)

第14条 市長は、特に必要があるとして市長が定める場合に該当するときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

(使用料の還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、特に必要があるとして市長が定める場合に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害の賠償)

第16条 施設等を損傷した者は、その損害を賠償しなければならない。

(図書館協議会)

第17条 (略)

(協議会の組織)

第18条 (略)

(委員の任期)

第19条 (略)

(図書館協議会)

第3条 (略)

(協議会の組織)

第4条 (略)

(委員の任期)

第5条 (略)

(読書活動への協力)

第6条 図書館は、市民の自主的に運営する読書活動に対し、その独自性及び役割を尊重するとともに、図書館の貸出し等の協力をを行うことができる。

(集会所の目的外使用料)

第7条 図書館の集会室を法3条第6号に掲げる事項以外の目的に使用しようとする者は、別表第2に定める額の使用料を前納しなければならない。

2 使用料は、第1号の場合にあつては免除し、第2号の場合にあつては減額又は免除する。

(1) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する団体が社会教育に関する事業を行うために使用するとき。

(2) 市長が前号に準じる公益上の必要があると認めるとき。

(複写機使用料)

第8条 図書館に附属する複写機を使用する者は、1枚につき50円の範囲内で市長が定める額の使用料を納付しなければならない。

2 市長が特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(指定管理者の指定手続)

第20条 委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。

2 委員会は、前項の規定により指定管理者を公募するときは、あらかじめ図書館の概要、管理の基準、業務の範囲、指定の期間、応募の資格、応募の方法、募集期間、選定の基準その他委員会が定める事項を公示するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、申出書に事業計画書その

他委員会が定める書類を添えて委員会に提出しなければならない。

4 委員会は、前項の規定により申出があつたときは、暴力団又は松原市暴力団排除条例（平成24年条例第36号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないことを認め、かつ、次に掲げる基準に該当するものうちから、図書館の設置の目的を最も効果的に達成することができる法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 図書館を利用しようとするものの平等な使用を確保し、かつ、利便性の向上を図ることができること。

(2) 第1条の設置目的のつとめた管理を効果的かつ効率的に実施することができること。

(3) 図書館を適正かつ安定的に管理する能力を有すること。  
(指定管理者の候補者選定の特例)

第21条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による公募によらず指定管理者の候補者を選定することができる。

(1) 図書館の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められる団体があるとき。

(2) 前条第1項の規定による公募をした場合において、応募者がないとき。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により委員会が指定管理

者の候補者を選定する場合について準用する。

(指定の取消し等)

第22条 委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。この場合において、市は、指定の取消し等により指定管理者に生じた損害について、一切その責めを負わない。

(1) 本市の条例若しくは教育委員会規則又はそれらに基づき指示及び地方自治法第244条の2第10項に基づき指示に従わないとき。

(2) 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。

(3) 第7条第2項の業務を適正に行うことができなくなつたと認められるとき。

(4) 暴力団又は暴力団密接関係者であるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、図書館の管理運営上不適切な行為があつたとき。

(個人情報の適正管理)

第23条 指定管理者は、第7条第2項の業務の実施において保有することとなる文書等（松原市個人情報保護条例（平成11年条例第22号）第2条第3号に規定する文書等をいう。以下同じ。）に記録されている個人情報について、松原市個人情報保護条例を遵守し、適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は前条の規定により指定を取り消されたときは、直ちに委員会の指示に従い、第7条第2項

の業務に伴い収集した個人情報等を記録した文書等を委員会に返還し、又は廃棄し、若しくは消去しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第24条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、図書館の管理状況を把握するため必要なものとして委員会が定める事項を記載した事業報告書を作成し、委員会に提出しなければならない。

(読替規定等)

第25条 第7条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせるときは、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

第4条第4項	教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要があるとき	は	以下「委員会」という。）の承認を得て
第5条第1項第2号	館長		指定管理者
第5条第3項	委員会が特に必要があるとき		指定管理者が特に必要があるとき は、あらかじめ委員会の承認を得て
第6条第2項	委員会		指定管理者
第8条	委員会		指定管理者

第9条	委員会	指定管理者
第10条	委員会	指定管理者
第12条第1項	委員会	指定管理者
第13条第1項	別表第2に定める額の 使用料	第4項の規定により指 定管理者が定める利用 料金
第13条第2項	使用料	利用料金
第13条第3項	1枚につき50円の範 囲内で市長が定める額 の使用料	次項の規定により指定 管理者が定める利用料 金
第14条	市長 使用料	指定管理者 あらかじめ市長の承認 を得て利用料金
第15条	使用料 市長が定める場合に該 当するときは	利用料金 指定管理者が定める場 合に該当するときは、 あらかじめ市長の承認 を得て
別表第2	使用料	利用料金

2 第7条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせるときには、  
この条例及び教育委員会規則に定めるもののほか、図書館の管理及び  
運営に関し 必要な事項は、指定管理者が委員会の承認を得て定める

とができる。

(施行の細目)

第26条 (略)

別表第1 (第1条関係)

名称	位置
松原市民松原図書館 (略)	松原市田井城3丁目1番46号 (略)

別表第2 (第13条関係)

	昼間		夜間	午後・夜間	全日
	午前	午後			
松原市民恵我図書館	1,200円	1,600円	3,100円	3,600円	5,100円

1～3 (略)

(施行の細目)

第9条 (略)

別表第1 (第1条関係)

名称	位置
松原市民松原図書館 (略)	松原市田井城1丁目2番23号 (略)

別表第2 (第7条関係)

	昼間		夜間	午後・夜間	全日
	午前	午後			
松原市民松原図書館	2,400円	3,200円	6,300円	7,200円	10,300円
松原市民恵我図書館	1,200円	1,600円	3,100円	3,600円	5,100円

1～3 (略)